

事務事業名	四ツ京土地区画整理事業公園公共施設管理者負担金	担当部局	都市建設部
基本目標	第3章 美しいゆとりある快適環境と景観づくり(環境・都市基盤)	担当課名	都市計画課
施策体系	1人と自然が融合する地域づくり(環境保全)	担当係名	計画係
施策	全市公園化構想の推進		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	四ツ京土地区画整理事業地区の公園面積は3%を超えており、また本地区の一部がDID区域となっていることから、2%以上の公園用地について公共施設管理者負担金(対象面積4193㎡)を導入することにより公共施設の整備を行うものであり、公共施設の整備推進と良好な環境を有する健全な市街地が形成される。		
事業の期間(開始/終了)	平成19年 4月 / 平成22年 3月		
根拠法令、条例、規則など	土地区画整理法第120条		
事業が対象としている人(モノ)	公園公管金対象面積		
主な活動予定内容			

2. 事業の評価

項目	説明
必要性	4 市民ニーズを把握し、ニーズがやや高いことを確認している 本地区を含む周辺住民からの公園整備を望む声が聞かれることから必要性は高い。
緊急性	4 放置すれば、住民生活等にかなり大きな影響を与える恐れがある 総合的な整備の中で、公園整備は良好な住環境をつくるうえで欠くことができないものである。
妥当性	5 役割分担を考えたが、行政以外には実施できない事業であると判断した 公共施設管理者負担金であるので行政以外実施できない。
適切性	2 代替案は検討していないが、概ね適切な事業(方法)と思われる 代替案は検討できない。
市民への影響度	4 市民の広い範囲に対して便益が提供される事業である 公園整備により地区住民はもとより周辺住民の利便が図られる。
貢献度	4 「施策の効果が高まる」、もしくは「施策の効率化を図れる」のいずれかを期待できる 公共施設管理者負担金の導入により、事業の促進及び宅地の利用増進が図られ、健全な市街地形成に寄与する。

3. 事業の方向性

所管課長評価	
四ツ京土地区画整理事業地内の公園設置計画箇所は3箇所であり、公共施設管理者負担金対象公園は四ツ京近隣公園の用地面積10,000㎡のうち4,193㎡の用地買収費であり、19年度、20年度、21年度の3か年で計画している。また、施設整備については平成22年度に計画している。	
政策推進面からの評価(企画)	
総体的な事業については推進すべきと判断いたします。事業担当者の事業評価は高いようで、この時期に市財と起債の額を考えると再検討と思うが、逆に総体的事業を考慮すれば、事業拡充に更なる努力をすべきである。	
財政面からの評価(財政)	
公管金の支出により、まち交による計画的な公園整備を図ること。また、整備にあたっては地元の要望を取り入れることも重要であるが、財政状況を踏まえ最小限の整備とされたい。	
決定権者判断	
予定通り要求	当該公共施設管理者負担金は、区画整理法第120条に基づき、所要の措置を行なうものである。